<u>歯科衛生士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

	養 成 所 名	科	科 課程		
	所 在 地		び定員	年	名
	作成者: 役職名	氏 名			
	調査事	項	判定	関係法令等	備考
1 孝	枚員等に関する事項				
(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他に専任 る主任者(教務主任)を1名置いているか	E教員である教育に関す	適口否口	指導要領第5-1、5-2	
(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するのに適当な教員 4人以上は歯科衛生に関し相当な経験を有する歯科医師 専任教員であること(設置初年度2人、次年度3人) 1学年に2つ以上の学級を持つ場合は、1学級増える毎に3人置く	又は歯科衛生士である	適口否口	指定規則第2条第4号 指定規則第2条第4号-2	
(歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上 3)上歯科衛生士法第2条に規定する業務を業として行った歯 (設置初年度は1人、次年度は2人)		適口否口	指定規則第2条第4号-3	
(4) 指定規則別表に掲げる各教育内容を教授するために適当 2名以上は歯科医師であるか	áな数の教員を有し、そのうち	適口否口	指定規則第2条第4号	
(5) 一教員の担当授業時間数は、1週間あたり15時間を標準	隼としているか	適口否口	指導要領第5-4	
(6) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を (医師、歯科医師、歯科衛生士、高等学校教員etc)	を有する者であるか	適口否口	指導要領第5-5	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか		適口否口		
(B) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すのまますの。 あっても、当該養成所の専任教員は臨床実習施設の指導		適口否口	指導要領第6-4(1)	
2 =	学生に関する事項				
(1) 入学資格の審査は確実に行われているか (卒業証明書.	、卒業見込証明書etc)	適口否口	指導要領第4-2	
(1学級の定員は10名以上50名以下で、学則に定められた ²⁾ か	学生の定員を遵守している	適口否口	指定規則第2条第5号、指導要領 第4-1	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆	記試験、合格基準etc	適口否口	指導要領第4-2	
(4) 進級、卒業に必要な成績の評価基準が明確になっている	か	適口否口		
(5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が	で確実に保存されているか	適口否口	指導要領第4-5	
(う 入学、転学の時期は厳正か、また途中入学が行われている。	ないか	適口否口	指導要領第4-3	
(₇₎ 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進 か	É級又は卒業の措置は適切	適口否口	指導要領第4-4	
(B) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	※学校保健安全法準用	適 口 否口	指導要領第4-6	
3 担	受業に関する事項				
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表に定める教 に実施されているか	育内容であり、かつ確実	適口否口	指定規則第2条第3号 指導要領第6-1	
(指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容につい 2) 分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあ の特色が明らかになるよう特に配慮しているか		適口否口	指導要領第6-2	
(③ 授業の実施状況が確実に把握されているか		適口否口		
(4) 授業は原則として、学級毎に行われているか		適口否口		
(5) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか		適口否口		
(6) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業)		適口否口		
4 5	と 習施設に関する事項				

<u>歯科衛生士養成所自己点検票</u>

学科名及び課程名

科

課程

令和 年 月 日 実施

養成所名

	所 在 地						
	作成者: 役職名 氏名						
	調査事項	判定	関係法令等	備考			
	(1) 臨床実習施設の指導教員が明らかであり、その数は歯科医師及び歯科衛生士 各1名以上であるか	適口否口	指導要領第8-2(2)				
	(2) 臨床実習施設1施設あたりの学生数は2名以上となっているか	適口否口	指導要領第8-2(2)				
	(3) 臨床実習施設の指導教員が、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の受入学 生数は3名を標準としているか	適口否口	指導要領第8-2(2)				
	(4) 臨床実習施設には、診察室のほか、学生控室(共用可)を有し、指導要領別添3 を標準として、必要な設備、機械器具が備えられているか	適口否口	指導要領第8-2(3)				
	(5) 臨床実習施設が2カ所以上にわたる場合には、各施設毎に実習内容、期間、学 生及び指導教員が明確となっているか	適口否口					
5	施設設備に関する事項						
	(1) 適正な数の専用である普通教室を有しているか (同時に授業を行う学級の数以上)	適口否口	指定規則第2条第5号-2				
	(2) 適当な広さの専用の基礎実習室及び実験室を有しているか	適口否口	指定規則第2条第6号				
	(3) 各教室等の面積は、学生定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/人かつ最低24.75㎡以上、基礎実習室及び実験室2.31㎡/人かつ34.65㎡以上、内法で測定)	適口否口	指導要領第7-2(2)(3)(4)				
	(4) 基礎実習室及び実験室には電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられているか	適口否口	指導要領第7-2(3)				
	(5) 学生の図書閲覧に必要な閲覧机が配置され、図書の格納のために十分な広さを 有しているか	適口否口	指導要領第7-2(5)				
	(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する 室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと	適口否口	指導要領第7-2(6)				
	(7) 土地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、その位置及び環境は 教育上適切であるか	適口否口	指導要領第2-2				
6	財政に関する事項						
	(1) 養成所の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性)	適口否口	指定規則第2条第8号、指導要領 第2-4				
	(2) 養成所の経理は明確に区分されているか (養成所以外と)	適口否口	指導要領第2-3				
	入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の 名目で不当な金額を徴収していないか	適口否口	指導要領第2-5				
7	事務に関する事項						
	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること	適口否口					
	 ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □ 						
	(2) 原則として、専任の事務職員を配置しているか	適口否口	指導要領第5-6				
8	実習用機械、器具、標本及び模型等						
	教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、指導要領別添2に掲げるものを標準と して有しているか	適口否口	指導要領第7-3(1)				
	(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、適宜補充し更新しているか	適口否口	指導要領第7-3(4)				
9	図書						
	図書は、1000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であるか	適口否口	指導要領第7-3(3)				
10	その他の備品						

<u>歯科衛生士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

		養 成 所 名					学科名及び	『課程名			課程
		所 在 地			_	修業年限及び定員			年	名	
		作成者:	役職名			氏	名				
		調	:	査	事	項		判	定	関係法令等	備考
		机及び椅子([同時に授業を	受ける学生数	と同数)			適口	否 口		
11	₹0,	他変更申請及	なび届出、報	告に関する事	耳						
	(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出しているか				適口	否 口	施行令第4条第1項、指導要領第1 -3				
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか				こいるか		適口	否 口	施行令第4条第2項、指導要領第1 -4		
	(3)	③) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか					適口	否 口	施行令第5条		